

令和6年第3回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第3号)

招 集 年 月 日	令和6年3月25日 (月)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和6年3月25日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和6年3月25日 14時30分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 9 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △Ⓞ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5		
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	3番	沖 貴雄	
	4番	宮本 千春	

議長	<p>総会を開会させていただきます。 本日の出席委員は9名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和6年第3回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(14:00)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に3番委員と4番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木泰彦氏と西山はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第13号から議案第19号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第13号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は1,661㎡です。譲受人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は14,184㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大宇戸河内字市尻、地番が247番2、地目が田、面積が895㎡です。申請理由は譲渡人は財産処分のため譲り渡す。譲受人は自身が経営している福祉施設利用者の活動の場とするため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて、9番委員より説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>議案第13号、議案書の1ページ、図面、2、3ページをご覧ください。3月19日、譲受人の[REDACTED]様に電話し現地を確認してきました。譲渡人の[REDACTED]様は財産処分のために[REDACTED]様に譲渡したいとのことです。譲受人の[REDACTED]様はこの土地で自分が経営している福祉施設のあすなろ園の利用者と、戸河内小学校の児童とさつまいもを植えて収穫したいとのことでした。[REDACTED]様は他地域でも福祉施設の利用者と農業を実施されており、農作業従事日数も年間150日、トラクター、コンバインなどの大型農機も所有されています。</p> <p>このように、周辺の農地利用に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該</p>

議長	<p>当しないと判断しました。審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 13 号について、審議に入ります。議案第 13 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 13 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 13 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 14 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は 2,243 m²です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は 0 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大宇加計字滝之本、地番が 4835 番 1、4837 番 1、4837 番 3、4837 番 4、4837 番 5、4855 番、4857 番 1、字大利 5735 番 1、5736 番 1、5757 番 2、地目がそれぞれ田と畑、面積が合計で 2,243 m²です。申請理由は譲渡人は遠方に住んでいるため譲り渡す。譲受人は宅地と合わせて購入し、耕作をするため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて、私から説明をさせていただきます。</p> <p>議案 14 号の 3 条申請について調査結果を報告します。</p> <p>議案書の 4 ページ、図面の 5 ページ、6 ページと写真を添付させていただいております。それによって説明させていただきます。3 月 15 日に佐々木克美委員と現地調査を行いました。3 月 23 日に■■■■行政書士に聞き取り調査を行いました。譲受人の■■■■さんは申請農地に隣接する家屋、これは写真に見ていただきますと 4837 番の上にある黒い屋根の家ですが、それと付随する農地を譲り受け営農をするということです。譲渡人の■■■■さんは遠方に住んでおり管理ができないということです。農機具はトラクターを譲り受け、コンバイン、田植え機は今後購入するということです。</p> <p>ただ、この議案については、譲受人の■■■■さんが農業も未経験、会社も経営しているということで、農地を十分な管理ができるかということも心配されます。そういうことも含めて付帯意見を付したいと思います。これについては、営農計画はそれぞれ水稻と野菜と出ておりますが、その営農計画を確実に実施していただくことと、農地の適正管理を行うことを付帯意見として付けたいと思います。</p>

	<p>この申請に当たっては、周辺農地には影響もなく、農地法第3条各号に該当しませんので、付帯意見は付けますが、許可は相当と判断しました。審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第14号について、審議に入ります。議案第14号について質疑はありませんか。</p>
3番委員	<p>会社経営されているということで従事日数をちょっと、営農計画を出されているとわかると思うのでお伺いします。</p>
議長	<p>営農日数は計画では150日です。 休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>休憩前に戻し、会議を再開します。議案第14号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第14号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第14号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第15号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、申請地は大字加計字鳥屋、地番が2543番3、地目が畑、面積が26㎡です。申請理由は墓地として使用しているため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて、私の方から説明をさせていただきます。 15号の第4条申請について報告します。議案書7ページ、図面8、9ページ及び資料の写真をご覧ください。3月15日に佐々木克美委員と現地調査を行い、23日に■■■■■■■■■■さんの自宅に聞き取り調査を行いました。家の裏の山の中にある墓地で、高齢化で管理が大変なので自宅の近くに移設されたものです。周辺の方々への承諾が取られており、事業規模から見ても適正な面積であり、周辺の営農に支障が生じることがありませんので、許可相当と判断しました。施工は平成16年10月10日頃にされているということで無断転用となっております。申請とあわせて始末書が提出されております。 以上のことを踏まえ、許可相当と判断し審議の方々よろしく願いいたしま</p>

議長	<p>す。</p> <p>それでは、議案第 15 号について、審議に入ります。議案第 15 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 15 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 15 号は申請のとおり承認決定いたしました。続いて、議案第 16 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所は■■■■■、お名前が■■■■■さんです。申請地は大宇中筒賀字砂ヶ瀬、地番が 1186 番 2、地目が畑、面積が 85 ㎡です。申請理由は墓地として使用するため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 10 ページをご覧ください。図面は、11・12 ページ、現地の写真は資料 1 の 1 ページです。3 月 14 日、現地調査をしました結果について事案説明いたします。</p> <p>本事案は、■■■■■さんにより墓地への転用事案です。申請地は、安芸太田町役場加計支所から約 6 km 南へ進んだ位置にあります、第 2 種農地です。こちらは■■■■■さん宅裏に位置している隣接している土地です。</p> <p>事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可相当と判断しました。審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 16 号について審議に入ります。議案第 16 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 16 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 16 号は申請のとおり承認決定いたしました。続いて、議案第 17 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さんです。申請地は大字上殿字下箕角、地番が 312 番 1、地目が田、面積が合計で 87 m²です。申請理由は墓地として使用するためとなっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて、8 番委員より説明をお願いします。</p>
8 番委員	<p>失礼します。議案書の 13 ページから 15 ページをご覧ください。3 月 22 日に申請者の[REDACTED]さん立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>本申請は墓地への転用事案です。申請地は太田川森林組合から約 250 メートル北上位置にあり、農地となっております。現在、既存墓地は借地にある状況ですので、ご自宅に近い所有地への移転を考えておられます。事業規模から見て適切な面接であり、周辺の営農状況にも支障を生じる恐れもない。こういったことから許可が妥当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 17 号について審議に入ります。議案第 17 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 17 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 17 号は申請のとおり承認決定いたしました。続いて、議案第 18 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者賃貸人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さんです。賃借人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さんです。権利の内容は賃借権の設定となっております。申請地は大字上殿字井手瀬、地番が 573 番 4、574 番 4、地目が田、面積が合計で 143 m²です。申請理由は移動販売車等営業用地及び来客用駐車場、倉庫として使用するためとなっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて、8 番委員より説明をお願いします。</p>

8 番委員

失礼します。議案書 16 ページから 18 ページをご覧ください。賃借人の[]さんからの転用事案です。3 月 22 日に賃貸人である[]さん立ち会いのもと、現地調査を行いました。3 月 23 日に[]さんとお電話で確認した結果についてご報告申し上げます。

申請地は、道の駅来夢とごうちから西へ約 100 メートル、国道 191 号線を渡ったところに位置し、駐車場への転用を目的とされております。現在、用地内に物置が設置されておりますがこれについては賃貸人である[]さんより始末書が提出されております。

周辺の農地に影響はございませんので、許可妥当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案第 18 号について審議に入ります。議案第 18 号について質疑はありませんか。

(全員質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第 18 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手多数でありますので、議案第 18 号は申請のとおり承認決定いたしました。続いて、議案第 19 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。

事務局

申請者譲渡人の住所は[]、お名前が[]さんです。譲受人の住所は[]、お名前が[]さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字中筒賀字湯所、地番が 2391 番 1、2391 番 2、2393 番 1、2393 番 2、2394 番 1、地目が田、面積が合計で 1,690 m²です。申請理由は譲渡人は耕作する予定もなく担い手もないため譲り渡す。譲受人は太陽光パネル発電施設を設置するため譲り受ける。となっております。以上です。

議長

続いて、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書の 19 ページをご覧ください。図面は、20・21 ページ、現地の写真は資料 2、2 ページをご覧ください。

3 月 14 日、現地調査をしました結果について事案説明いたします。本事案は、譲受人の[]によります、太陽光発電施設設置用地への転用事案です。この度、申請地を譲渡人の[]さんより譲り受け、太陽光パネルを 180

	<p>枚設置するものです。申請地は、安芸太田町役場筒賀支所から東に約 800m 進んだ場所に位置しております。申請は現在耕作をしておらず、10 月に農業振興地域の除外申出も提出済みです。</p> <p>事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可相当と判断しました。審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 19 号について審議に入ります。議案第 19 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 19 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 19 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を 1 点させていただきます。</p> <p>農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 3 件出ております。資料 3、5 ページをご覧ください。■■■■の■■■さん、■■■■の■■■さん、■■■地区の■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。報告は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。</p>
議長	<p>これもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。これで、令和 6 年第 3 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(14 : 30)</p>

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

3 番委員

4 番委員